

平和都市宣言（素案）に関するパブリック・コメント（市民意見）の募集結果

実施期間 平成21年1月15日（木）～平成21年2月12日（木）

意見提出者 3名

ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
<p>宣言自体に反対だが、少なくともこの宣言の趣旨を説明してください。誰に対して宣言をするのか。その相手にはどういう手段で市の意向を伝えるのか。具体的にはどのような効果をきたいしているのか。効果の有無は誰が何時どのような基準で判断するのか。効果は市の行政にどのように生かすのか。安全な場所に身をおいての優等生的なパフォーマンスということか。</p>	<p>本市が目指す安全で安心して暮らせるまちづくりは、平和という前提がなければ成り立つことはありません。この宣言は、本市の豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えていくため、平和に関する様々な社会的な問題に対して、市としての決意を市の内外に表明していくものです。この宣言の効果の有無を何時どのように判断するかについては、現時点で基準をお示しするのは困難ですが、まずは一人一人の市民に身近なところから平和への理解を深めていただき、これを日々の生活の様々な局面において取り入れていただくことで、本市の発展と平和維持につながり、さらにはこうした取り組みが世界の恒久平和につながっていくものと考えます。宣言の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>「非核平和都市宣言」、「非核平和都市を宣言します。」にすること。唯一の被爆国として核兵器の残虐性を最もよく知っている国民である。「非核」を省くことはできない。</p>	<p>原子力爆弾の投下を受けた世界で唯一の被爆国として、我々は核兵器の恐ろしさと核兵器の廃絶を強く訴え続けていくことは必要であり、こうした内容は文中に明確にお示ししておりますし、日本国憲法に示された恒久平和についても、その趣旨は文中へ反映しております。この宣言では、今なお地球上で繰り返されている戦争、テロリズムといった武力による紛争や環境破壊、さらには国内における悲惨な事件等も踏まえた上で、核兵器の廃絶をはじめ様々な問題を捉え、平和の重要性を訴えていく必要があると考えています。市としましては、世界の恒久平和を目指し、まずは一人一人の市民に平和の尊さと生命の大切さを再認識していただき、市民とともに希望に満ちた、安心して暮らせる平和な社会を築き、未来に引き継いでいきたいと考えます。こうした趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>「非核三原則の堅持」を訴えること。「非核三原則」は平和憲法のもと核兵器を廃絶する第一歩であると考えらる。</p>	<p>（この欄は上記の趣旨と重複するため、内容は省略します）</p>
<p>日本国憲法に基づく非核平和都市宣言であることを書き入れること。日本の平和主義は憲法より発している。憲法に基づく平和宣言であることを書き入れること。</p>	<p>（この欄は上記の趣旨と重複するため、内容は省略します）</p>